

6月は食育月間

食について考えてみませんか!

毎月19日は「食育の日」です。食育は「朝ごはんをきちんと食べる」、「葎崎や県内で採れた食材や旬のものを使う」など身近なことから取り組みます。

月に一度は、家族や友人と楽しく食事をするようにしてみましょう。

— 第二次葎崎市食育推進計画を策定 —

市では、「葎崎市食育推進計画」に基づき、食育の推進に取り組んでいるところであり、これまでの推進成果を検証し「第二次葎崎市食育推進計画」を策定しました。

家庭・学校・地域等、様々な関係機関と協力・連携を図りながら食育推進を目指します。(計画期間は平成26年度から30年度です)

計画は市ホームページで掲載するほか、市役所1階情報公開コーナーや保健福祉センターに冊子を置いています。ぜひご覧下さい。

■問い合わせ 保健課健康増進担当 ☎23-4310



忘れて受給継続の手続きを！ 児童手当の現況届



現況届は、受給者のさまざまな状況を確認し、適正に児童手当を支給するために大変重要な届出ですので、必ず提出ください。

※提出しないと支給が受けられなくなりません。

■提出対象者

現在、児童手当を受給している全の方(公務員を除く)。

対象者には「現況届」を送付します。

5月以降に初めて葎崎市で申請された方(5月に第一子が生まれた方または、5月に

転入した方)は対象外ですが、申請時には平成26年度の所得証明書(平成25年中の所得についての証明)が必要となりますのでご注意ください。

■提出書類

・現況届
・受給者の健康保険証コピー(国民健康保険加入の方は不要)

・平成26年1月2日以降葎崎市に転入された方は、前住所地で取得した平成26年度所得証明書(児童手当用)
(※市町村により取得できる時期が異なりますので事前

にお問い合わせください。

■提出期限 7月25日(金)

※「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請にともない、現況届の送付時期及び提出期限が例年と異なっておりますのでご注意ください。

■問い合わせ

福祉課子育て支援担当
(内線175・179)

麻しん(はしか)にご注意ください!

麻しんは毎年春から夏にかけて流行しています。

今年は例年に比べ、感染例が多く報告されていますのでご注意ください。

■麻しんとは…

麻しんは感染力が非常に強く、感染すると発熱や咳、鼻水などの風邪症状が現れ、高熱と発疹を伴います。

■予防するには…

予防接種が有効と言われています。なお、公費接種の対象年齢は下記のとおりですので、できる限り早めの接種をお願いします。

■対象者

麻しん風しん混合ワクチン

1期 生後12ヶ月～24ヶ月未満
(2歳の誕生日前日まで)

※1歳になったら、なるべく早く接種をお願いします。

2期 小学校就学前の1年間(年長児)
※できる限り6月までに接種をお願いします。

■問い合わせ

保健課健康増進担当 ☎23-4310

